

航空自衛隊根室分屯基地

対象防衛関係施設 の所在地	北海道根室市	光洋町四丁目十五番地
対象防衛関係施設 の区域	北海道根室市	光洋町四丁目及び牧の内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設 周辺地域	北海道根室市	桂木（次の図面に示す部分に限る。）、光洋町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、駒場町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、昭和町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、宝林町三丁目から五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、牧の内（次の図面に示す部分に限る。）並びに明治町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯四十三度十九分〇秒、東経百四十五度三十七分十九秒の点 二 北緯四十三度十八分三十六秒、東経百四十五度三十七分二秒の点 三 北緯四十三度十八分二十六秒、東経百四十五度三十六分二十九秒の点
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 		

航空自衛隊根室分屯基地周辺地域 (北海道根室市光洋町4丁目15番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

